

令和2年9月8日

厚沢部町議会議長 鈴木 祥 司 様

総務文教常任委員長 高 田 一 弥

総務文教常任委員会第1回所管事務調査報告
当委員会が行った所管事務調査事項について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 令和2年7月15日（1日間） 調査項目1～3）
- 2 調査項目
 - 1 学校運営協議会（CS）、GIGA スクール構想、小中一貫教育の取り組みの状況について
 - 2 新型コロナウイルス感染症防止に向けた対策と、令和2年度の授業消化を含めた学校運営の方向性、今後の在り方について
 - 3 館城跡管理と今後の方向性について
- 3 調査委員

委員長	高 田 一 弥
副委員長	松 村 松 雄
委員	中 山 俊 勝
委員	上 戸 昌 行
委員	山 田 克 哉

1 学校運営協議会（CS）、GIGAスクール構想、小中一貫教育の取り組み状況について

（１）当町の学校運営協議会（コミュニティースクール（CS））は、厚沢部小学校が平成30年4月から、令和2年4からは鶉、館小学校と厚沢部中学校にも組織され、町内全校での設置となった。

委員は、教員を含め「保護者」「地域住民」「学識経験者」等で9～12名程で構成される。

従来为学校評議員制度は、校長が推薦し教育委員会から委嘱された評議員へ意見を求め、それを学校運営の参考にするというものであった。

それに対して、学校運営協議会は前述した構成員からなる合議体であり、学校運営基本方針や教育活動内容について委員の承認を受け、保護者や地域全体と協働して進んでいかなければならない。

今後は、小中一貫に向けた取り組みと合わせて、小中合同の運営協議会も開催されることから、より一層地域と連携し特色ある学校づくりに期待するところである。

（２）GIGAスクール構想は、児童生徒に一人一台のパソコン端末の整備と、大容量高速通信ネットワークを一体的に整備し、新時代を生きていくため、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個々を尊重し創造性を育て教育の実現のため、ICT教育による次世代の人材を育成する手段として、国が当初令和5年を目標として開始している。

しかし、新型コロナウイルス感染予防対策のため、学校及び社会全体がオンライン授業やテレワーク実施の必要性からリモート化の対応を求められ、前倒しで実施する経緯となった。

当町は今年度、校内LAN（通信ネットワーク整備）と合わせて、児童生徒等端末整備で247台を導入予定である。

小学1年から4年生はipadを、小学5年から中学生はSurfaceを選定し、主要な二つの端末を活用することで、児童生徒が将来においてOSに縛られない柔軟な対応が出来るようになるものと考えている。

あわせて、新型コロナウイルスの次波に備えた遠隔授業実施のために、通信環境が無い家庭へモバイルルーターを貸し出すなど家庭での教育環境の平準化を図り、また、情報のクラウド化によるコンテンツの有効活用を進め、学習の効率化と蓄積された情報を活用することで、これまで以上に子どもたちの学習方法への選択肢が広がることや、学習機会も増加することが推察される。。

その推進については、町教委・各小中教員による「ICT教育デザインユニット」の設置により、児童生徒に有効な教育ソフトの選定及び活用の協議や学校間での児童生徒の交流、教員同士での会議等も行われるとのことであり、より一層ICT化が加速するものと考えている。

今後の推進に当たり、さらなる関連必要機器整備や活用が想定されるデジタル教科書の検討等、次期の更新計画も含めた方向性を見据えながら進めて行くこと、そして、教育環境が変化する中で児童生徒を指導する要である教員の研修機会を増やすなど、スキルアップ機会の充実に期待するところである。

- (3) 小中一貫教育の取り組みの状況については、小学1年生から4年生を「基礎基本期」、小学5年生から中学1年生までを「習熟・接続期」、中学2年生から3年生を「充実・発展期」に分け、小中児童生徒同士が関わりを持つことで、中1ギャップの解消や児童生徒相互理解の充実により、豊かな人間性や社会性の育成、特別支援教育の推進が図られることを目的としている。

この推進のため、各小中学校校長と教委事務局長、指導主事（アドバイザー）で構成される「小中一貫教育推進ユニット」を設置したところである。

この組織を中心に、令和2年度から3年度を目標とした小中一貫推進計画及び具体的な構想を協議し、学校運営協議会の合意を得て教育長及び町への提言を行うべく取り組みが始められている。

今後は各運営協議会と連携し、保護者、地域住民の理解と協力を得ながら、児童生徒にとってより良い教育環境の構築に向けた取り組みを進めて頂きたい。

2 新型コロナウイルス感染防止に向けた対策と、令和2年度の授業消化を含めた学校運営の方向性、今後の在り方について

当町では、新型コロナウイルス感染症の全国的な増加による児童生徒への感染拡大を予防するため、令和2年2月27日から3月26日までと、4月20日から5月31日までの約2か月半小中学校を臨時休業としたところである。

対策として、保護者への通知文書や町、学校のホームページを活用し感染拡大防止に向けた周知、理解を図るとともに、学校への消毒薬と非接触型体温計等の配布を行い現場での予防策も併せて行っている。

再開時においても、未だ感染症に係る特効薬も無く終息も見通せない中、ウィルスと共存するための「新しい学校生活様式」を各学校で作成し、授業、休憩時間、給食、家庭、登下校時の予防対策事項についてイラストを交えた一覧表を活用するなど、児童生徒への指導を図り、危機感を持たせつつも、新しい生活様式の浸透と定着による予防が進むよう努めている。

なお、休業実施による学習不足時数と今年度の進捗状況を補完するため、

小中各校において校種間のギャップに配慮し、高校入試を控えた中学3年生、次年度に中学進学的小学6年生、入学初年度の小学1年生を優先し5月には分散登校を実施した。

また、夏季休業期間を6日間短縮するとともに、運動会、体育祭の中止や学校行事の精選、2学期からは次波来襲に備え土曜授業の実施なども検討し、授業時数の確保に努めており補完はほぼ達成されている。

小学校入学、中学校進学、高校入試はウィルスの影響があってもこれまでどおり実施されて行くことから、「新しい学校生活様式」に基づき児童生徒、保護者、教育関係者及び地域が一丸となった取り組みにより、全ての児童生徒が、コロナウィルスの影響を受けながらもそれと共存した、思い出に残る学校生活を過ごしていけるよう今後も努力を続けていきたい。

3 館城跡管理と今後の方向性について

館城跡は、重要な遺跡として平成14年9月に国から「史跡」指定された。

例年、5月に行われる館城跡祭りのイベント会場となっており、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止となってしまったが、昨年で32回を数え、町内3大祭りの一つとなっている。当史跡は文化的にも観光的にも当町にとって非常に重要な財産であると言える。

史跡の管理業務としては、史跡公園と周辺部の草刈及び除草業務を5月から8月にかけて実施、観光シーズンのトイレ清掃業務や冬季には樹木剪定等の管理が行われており、現地確認の結果、除草、立木の管理状況は良好であったが、案内看板等の腐食や破損があり修繕が必要な箇所が見受けられた。

当史跡は平成14年度に指定を受けたのち、平成18年度には保存管理計画、平成25年度に基本構想、翌26年度に基本計画を策定している。

しかし、御殿の復元には写真や立面図が存在せず、文化庁の基準を満たさないと判断され、実物の復元は難しく手をかけられずにいた状況である。

平成29年度に新たな復元方法としてAR・VRの導入が計画され、基本計画の修正が必要となったことから、令和元年度「館城跡保存整備検討委員会」とする専門委員会が設置され、2年度中には修正を完了する予定である。

令和3年度には保存整備基本設計、令和4年度にはAR・VR作成に向けた礎石発掘調査を実施し、令和5年度保存整備実施設計及び堀・土塁復元工事と丸山視点場設置工事を始め、令和6年度には柵・排水工事とAR・VRの作成に着手。令和7年度に駐車場・園路・サイン類の整備と、AR・VRを完成させる見込みとし、この内容について今後の検討委員会で協議を進

めることとなる。

AR・VRの活用は、過去の文献資料や建築方法を参考に映像復元化することで、住民等の生涯学習やパンフレット化も含め、イベントでの活用や観光資源として視覚に訴える効果的なPRが可能となる。

また、実物復元と比べコストダウンが図られ、国の補助の対象となることから、整備内容の充実と経費の削減にもつながる。

今後は、事業展開と合わせ町民へも積極的な情報発信による周知を図るとともに理解を深め、全ての町民が町の貴重な文化財産、観光資源として再認識し、町外へ積極的PRが進むことを期待する。